

令和6年5月27日

課名：総務部契約検査課

内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住 所 東京都新宿区西新宿1-25-1
商号又は名称 大成建設株式会社

2 指名停止の期間：
令和6年5月27日から令和6年6月26日まで（1ヶ月間）

3 事実概要：

当該業者は、その業務に関し、労働安全衛生法違反により令和6年3月26日付で鯉沢簡易裁判所から罰金刑に処せられ、その刑が確定したことにより、5月27日（月）に福岡県庁にて指名停止が公表された。

4 指名停止の理由：

行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内